様式第８号(第42条関係)

　年　　　月　　　日

湖南市長　宛

住所

使用者氏名

　　　　（所有者代理人）

電話番号

水道料金・下水道使用料の算定に関する特例措置適用申請

下記事項を了解の上、水道料金・下水道使用料の算定に関する特例措置の適用（変更）を申請します。

１．対象となる共同住宅

　　　　　　所　在　地

　　　　　　アパート名

２．入居世帯の報告

　　検針定例月の10日までに入居世帯数を報告します。

　　入居世帯数について、虚偽の報告をし、又は報告を怠った場合は、当該措置を取り消されても異議はありません。

３．適用期間

　　特例措置は、現行料金の体系又は金額が改定されるまでの期間に限り実施されるものであることを了解します。

４．報告内容

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| お客様番号 |  |  |  | － |  |  |  |  | － |  |  |  |
| 今回報告世帯数 | 戸 |

（令和元年10月１日改定）

共同住宅の水道料金の特例措置について

水道料金の算定は、水道メーターにより行います。つまりアパートやマンションのような共同住宅の場合でも各部屋別の私設メーターを検針するのではなく、市水道の親メーターの検針水量で上水道の使用料を請求します。

例えば、５戸で１棟のアパートで口径２５ｍｍのメーターを使用し、１使用月（２ヶ月）の使用水量が２４９㎥の場合、水量料金は、５８，２６１円となります。

しかし、下図のように各私設メーターで、１戸ずつ早見表に従い料金を集金していただくと、５戸分の水量料金は４０，２４６円となり１８，０１５円の差額が生じます。

※部屋番号はＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅとします。

※１戸ずつの算定は口径13ｍｍとします。

●水量料金

B

C

D

E

親メーター

A

６９㎥

６０㎥

５０㎥

２４９㎥

３０㎥

４０㎥

　　　　　　　 ＝　　　　　　　　　＋　　　　　　　　　＋　　　　　　　　　＋　　　　　　　　　＋

↓

↓

↓

↓

↓

↓

５８，２６１円　　　 ５，００５円　　　　６，１８２円　　　　７，９６４円　　　　 ９，７４６円　　　１１，３４９円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４０，２４６円

この差額を少なくするために、各部屋を独立した１戸の住宅とみなす、共同住宅の特例措置を設けております。

特例措置の内容は、親メーターの検針水量を共同住宅内の戸数で割り、１戸あたりの平均水量を算出し、その水量の水量料金に口径１３ｍｍの基本料金を足し、戸数を掛け、消費税相当額を足した料金を請求するものです。

上図のような場合は、特例措置により計算すると、各戸の私設メーターで早見表により集金していただくより、料金のズレが少なくなります。

●特例措置の申請がない場合

　７，７１４円（２５ｍｍの基本料金）　＋　４５，２５１円（２49㎥の水量料金）

＋５，２９６円（消費税10％相当額）　＝　５８，２６１円（請求金額・消費税１０％込）

●特例措置の申請がある場合

　１，８００円（１３ｍｍの基本料金）　×　５戸　＝　９，０００円

　２49㎥　÷　５戸　＝　４９．８㎥（１戸あたりの使用水量）

１㎥ ～１０㎥　　　５０㎥　（５戸×１０㎥ ）　　×　６３円　　　＝　３，１５０円

１１㎥ ～２０㎥　　５０㎥　（５戸×１０㎥ ）　　×　１０５円　　＝　５，２５０円

２１㎥ ～４０㎥　　１００㎥（５戸×２０㎥ ）　　×　１０７円　　＝　１０，７００円

４１㎥ ～１００㎥　４９㎥　（５戸×９．８㎥ ）　×　１６２円　　＝　７，９３８円

　　　　　　　　　　　　↑　　　　　　　↑

　　　　　　合計水量　２４９㎥　　１戸あたりの合計水量　４９．８㎥

９，０００円（基本料金）　＋　２７，０３８円（水量料金）

＋　３，６０３円（消費税１０％相当額）　＝　３９，６４１円（請求額・消費税１０％込）

* **親メーターの口径や使用水量によっては特例措置により、不利となる場合もありますので、十分検討してください。**
* **入居数に変更があった場合は検針定例日の10日までに所定の用紙で報告をお願いします。**

湖南市上下水道料金センター

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL：0748-71-2337　FAX：0748-72-2332

（令和元年10月１日改定）

共同住宅の下水道使用料の特例措置について

下水道使用料の使用料金の算定は、市水道のメーターにより行います。

つまり、アパートやマンションのような共同住宅の場合でも、各部屋別の私設メーターを検針するのではなく市水道の親メーターの検針水量で下水道使用料を請求します。

例えば、５戸で１棟のアパートで１使用月（２ヶ月間）の使用水量が249㎥の場合は、下水道使用料は46,173円となります。

しかし、各私設メーターが下図のように、１戸ずつ早見表に従い料金を集金していただくと、５戸分の下水道使用料は38,038円となり、8,135円の差額が生じます。

※部屋番号はＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅとします。

●下水道使用料（消費税10％込み）

B

C

D

E

親メーター

A

６９㎥

６０㎥

５０㎥

２４９㎥

３０㎥

４０㎥

　　　　　　　 ＝　　　　　　　　　＋　　　　　　　　　＋　　　　　　　　　＋　　　　　　　　　＋

↓

↓

↓

↓

↓

↓

４６，１７３円　　　４，４９４円　　　 　６，００１円　　　　７，６１８円　　　　 ９，２３５円　　　 １０，６９０円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３８，０３８円

この差額を少なくするために、各部屋を独立した１戸の住宅とみなす、共同住宅の特例措置を設けています。

特例措置の内容は、親メーターの検針水量を共同住宅内の戸数で割り、１戸あたりの平均使用水量を算出し、その水量による下水道使用料に戸数を掛け、消費税相当額を足した使用料を請求するものです。

上図のような場合は、特例措置により計算すると、各戸の私設メーターで早見表により集金していただくより、料金のズレが少なくなります。

　●特例措置の申請がない場合

　　９２６円（基本料金）＋４１，０５０円（２４９㎥の水量料金）

＋４，１９７円（消費税10％相当額）＝　４６，１７３円（請求金額・消費税10％込）

　●特例措置の申請がある場合

　　９２６円（基本料金）×５戸＝４，６３０円

２４９㎥　÷　５戸　＝　４９．８㎥（１戸あたりの水量）

１㎥ ～１０㎥　　　５０㎥　（５戸×１０㎥ ）　　×　８６円　　＝　４，３００円

１１㎥ ～２０㎥　　５０㎥　（５戸×１０㎥ ）　　×　９３円　　＝　４，６５０円

２１㎥ ～４０㎥　　１００㎥（５戸×２０㎥ ）　　×　１３７円　＝　１３，７００円

４１㎥ ～１００㎥　４９㎥　（５戸×９．８㎥ ）　×　１４７円　＝　７，２０３円

　　　　　　　　　　　　↑　　　　　　　↑

　　　　　　合計水量　２４９㎥　　１戸あたりの合計水量　４９．８㎥

　　４，６３０円（基本料金）　＋　２９，８５３円（水量料金）

　　＋　３，４４８円（消費税10％相当額）　＝　３７，９３１円（請求額・消費税10％込）

* **使用水量によっては特例措置により、不利となる場合もありますので、十分検討してください。**
* **入居数に変更があった場合は検針定例日の10日までに所定の用紙で報告をお願いします。**

湖南市上下水道料金センター

　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL：0748-71-2337　FAX：0748-72-2332